

長建協発第325号
平成24年11月6日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年6月に取りまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」を踏まえ、建設業許可・更新の申請時に、新たに健康保険等の加入状況を記載した書面の提出を義務付けること等を内容として、建設業法施行規則が改正されたところであります。

さらに、国土交通省では、平成24年11月1日の改正建設業法施行規則の施行以後、社会保険未加入企業への加入指導が開始されることにあわせ、今般、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部を改正し、平成24年11月1日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施する旨、北海道開発局長、各地方整備局長及び沖縄総合事務局長に対して通知を行ったところであります。

つきましては、標記について、別添のとおり同省土地・建設産業局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます